

波及事故を発生させた電気主任技術者未選任事業場に対する注意について

令和3年3月10日

九州産業保安監督部

九州産業保安監督部は、波及事故を発生させた事業場において、自家用電気工作物の巡視、点検及び検査等を3年間実施していない、電気主任技術者を選任していない電気事業法違反が認められたため、令和3年3月5日、当該事業場の設置者に対し注意を行いました。

1. 本件の経緯

令和2年12月28日に宮崎県内において波及事故が発生しました。

当該事業場の高圧気中開閉器が絶縁破壊して短絡事故が発生し、近隣地区219戸を179分間停電させたものです。

事故の原因は、自家用電気工作物の巡視、点検及び検査等を約3年間実施していないことによる「保守不完全」でした。

※波及事故及び法令違反内容

- ・ 供給支障時間：179分（219戸）
- ・ 事故発生電気工作物（事故原因）：高圧気中開閉器（保守不完全）
- ・ 法令違反の内容
 - ◆自家用電気工作物の巡視、点検及び検査等を約3年間実施していない（電気事業法第42条）
 - ◆電気主任技術者を選任していない又は保安管理業務の委託していない（電気事業法第43条）

2. 本件に対する当部の対応

当部は、事態の重要性に鑑み、当部は事業場の設置者に対し注意を行いました。

【本件に関する問い合わせ先】

九州産業保安監督部 電力安全課

担当：恒松、鎌田

電話 092-482-5521